

総合計画の策定について

1 計画の性格

県政運営の基本となるもので、本県の政策の基本的な方向を、総合的・体系的にまとめた県政全般に関する最上位の基本的かつ総合的な計画。

2 計画策定の体制

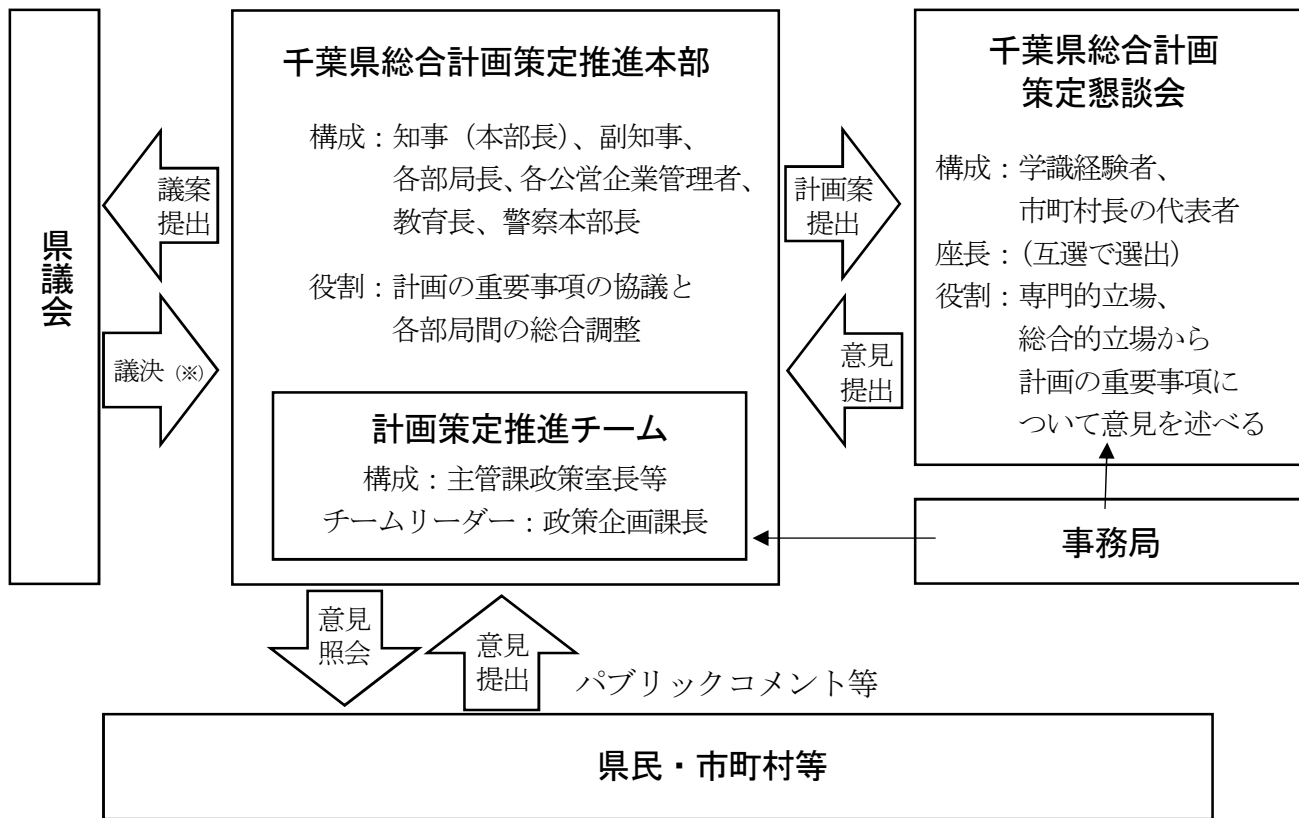
別紙のとおり

3 策定スケジュール（予定）

- ・ 第1回策定懇談会（令和3年8月11日）
計画の骨格である骨子素案の説明
- ・ 第2回策定懇談会
文章を記載した計画原案の説明
- ・ 第3回策定懇談会
意見等を踏まえ作成した計画案の説明

⇒総合計画案の県議会へ提案

総合計画策定の体制について



※総合計画は、以下の条例に基づき、議会の議決を経る必要がある。

千葉県行政に係る基本的かつ総合的な計画を議会の議決事件として定める条例

平成 21 年 3 月 6 日 条例第 25 号

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第二項の規定により、県行政に係る基本的かつ総合的な計画の策定等について議会の議決事件として定めることによって、合議体としての多様性のある議会が政策の実現に向けて計画の段階から積極的な役割を果たし、もって県民の視点に立った透明性が高く実効性のある県行政を推進することを目的とする。

(議決すべき計画等)

第二条 知事は、県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画、指針その他これらに類するもの（実施期間が三年未満のものを除く。以下「基本計画等」という。）を策定し、変更し、又は実施期間の満了前に廃止するに当たっては、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。